

(設置)

第1条 鶴岡市新文化会館建設に関して第三者による必要な調査及び検証を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第174条の規定に基づき、新文化会館建設に関する第三者調査・検証専門委員（以下「委員」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員は、次に掲げる事項について専門的見地から調査及び検証を行うものとする。

- (1) 新文化会館建設計画の経緯に関すること。
- (2) 新文化会館建設工事費及び契約の経過に関すること。
- (3) 新文化会館の工事仕上がりに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(選任)

第3条 委員は、学識経験を有する者のうちから市長が選任する。

2 委員の定数は、3人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事務を終える日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の事由があると認めるときは、任期中であってもその職を解くことができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(連絡会議)

第6条 市長は、必要に応じて委員に出席を求め、連絡会議を開催することができる。

- 2 連絡会議は、非公開とする。ただし、連絡会議に出席した委員の合意により、会議の全部若しくは一部を公開し、又はその概要を公表することができる。
- 3 連絡会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 座長は、連絡会議を進行する。

5 市長は、必要があると認めるときは、関係者の連絡会議への出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 連絡会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員及び連絡会議について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(鶴岡市非常勤職員の報酬に関する規則の一部改正)

2 (略)